

緊急事態宣言後のご利用について

令和2年4月20日（月）

この度4月16日（木）に緊急事態宣言が発表され、5月6日（水）まで群馬県におきましても、緊急事態宣言が適応されるようになりました。

全国の通所介護事業所におきましては、厚生労働省の方針で緊急事態宣言下におきましても、継続して営業していく方針となっております。

当事業所におきましては、利用者様のご要望で当施設をご利用したいとお声がある限りは、営業を続けていきたい所存でございます。引き続き、感染予防対策は今まで以上に講じられるよう、努めていきたいと思っております。

【現在行っている感染予防対策】

- ・スタッフ出勤前の検温
- ・スタッフのマスク着用
- ・アルコール除菌の徹底（フロア、物品、車内）
- ・こまめな手洗い
- ・こまめな換気（フロア内、車内）

地域の感染者数が増加した場合や集団感染が危惧された場合は、厚生労働省もしくは地域の自治体から、休業要請が出される場合がございます。その際は、事前に利用者様ご家族様にご連絡し、定められた期間事業所が休業となる旨を伝えさせていただきますので、ご協力のほどを宜しくお願いいたします。

今後も利用者様が安全に運動できる環境を作り、運動機能の維持・向上のため、日々取り組んで行く所存でございます。